

# 国産飼料流通拠点整備対策

(国産飼料流通拠点施設整備、国産飼料流通拠点施設整備促進)

一問一答集

令和7年度版

注：一問一答集は隨時更新

## 目 次

### 【補助対象施設】

- 問1－1 具体的に対象となる施設は何か。
- 問1－2 敷地造成や地盤改良は補助対象となるのか。
- 問1－3 既存施設の撤去は補助対象となるのか。
- 問1－4 非常用発電機は附帯設備として補助対象となるのか。
- 問1－5 飼料タンクを単体で整備することは可能か。
- 問1－6 ほ場や畜舎からの飼料保管庫までの通路は補助対象となるのか。
- 問1－7 エプロンは補助対象となるのか。
- 問1－8 既存の販売量と拡大分を合わせた規模の飼料保管庫を整備した場合補助対象となるのはどの部分か。
- 問1－9 施設の更新や補改修は補助対象となるのか。
- 問1－10 既存施設の増築は対象となるのか。
- 問1－11 「整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし」とあるが、例外として、中古品等での整備も可能なのか。それはどのような場合か。
- 問1－12 複数年度で整備することは可能か。

### 【要件等】

- 問2－1 流通距離何km以上が対象となるのか。
- 問2－2 販売する国産飼料の収穫年に制限はあるのか。
- 問2－3 前年度販売実績はどのように確認するのか。
- 問2－4 国産飼料の取扱量が粗飼料を主体とする施設では年間15トン以上、濃厚飼料を主体とする施設では5トン以上であるが、(1)粗飼料を主体とする施設では、乾草、サイレージに関わらず、一律15トン以上であればよいのか。(2)粗飼料を主体とする施設では、国産濃厚飼料も含めて、15トン以上であればよいのか。(3)TMRのような混合飼料の場合は、どのように考えればよいのか。
- 問2－5 飼料の販売先に制限はあるのか。
- 問2－6 (1)販売先の畜産農家が飼養する家畜の種類に制限はあるのか。(2)ヤギ、ヒツジ、ウマ等の家畜を飼養している畜産農家も対象となるのか。

### 【対象飼料】

- 問3－1 稲WCS、飼料用米、稻わらは対象となるのか。
- 問3－2 イアコーンは対象となるのか。
- 問3－3 飼料用の麦類は子実のみの販売でも対象となるのか。
- 問3－4 飼料用麦わらは対象となるのか。

問3－5 (河川敷等の) 野草は対象となるのか。

【国産飼料流通拠点施設整備促進の事業実施主体である都道府県協議会】

問4－1 協議会とはどのような構成員により構成されるのか。必須の構成員はあるのか。

問4－2 「都道府県域の農業者団体」の農業者団体とは具体的には何を指すのか。

問4－3 都道府県域の農業者団体、都道府県以外の構成員はどのような者が想定されるのか。

問4－4 全国団体が構成員となることは可能か。

問4－5 1団体のみで協議会となることは可能か。

問4－6 一つの都道府県内に複数の協議会を作ることは可能か。

問4－7 都道府県をまたがった協議会を作ることは可能か。

問4－8 協議会の事務局には誰がなるのか。

問4－9 都道府県が事務局になることは可能か。

問4－10 協議会の規約作成・届出は必要か。

問4－11 既存の農業再生協議会や耕畜連携協議会を本事業の協議会とすることは可能か。

【その他】

問5－1 要領別紙第6の3における「事業において整備した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断した場合」とは具体的にどのような場合を想定しているか。

## 国産飼料流通拠点整備対策Q & A

(国産飼料流通拠点施設整備、国産飼料流通拠点施設整備促進)

番号	問い合わせ	答え
【補助対象施設】		
問1－1	具体的に対象となる施設は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料保管施設（乾草庫、混合飼料貯蔵・保管庫等）</li> <li>・計量施設（トラックスケール等）</li> <li>・成形・加工施設（成形施設、梱包施設、ラッピング施設等）</li> <li>・乾燥調製施設（飼料調製施設等）</li> <li>・飼料收穫調製貯蔵施設（バンカーサイロ）</li> </ul>
問1－2	敷地造成や地盤改良は補助対象となるのか。	対象となりません。ただし、整地（転圧・砂利整地含む）については、施設整備する際の基礎工事に付随して実施する「土地を平らに均す」程度の工事は対象となります。
問1－3	既存施設の撤去は補助対象となるのか。	対象となりません。
問1－4	非常用発電機は附帯設備として補助対象となるのか。	一般に飼料は貯蔵性が高く、災害発生直後に直ちに電力が必要不可欠となるような飼料は想定されないため、対象となりません。
問1－5	飼料タンクを単体で整備することは可能か。	基礎を打たず移動が容易といった簡易なタンク単体の整備は、対象となりません。
問1－6	ほ場や畜舎からの飼料保管庫までの通路の舗装は補助対象となるのか。	対象となりません。
問1－7	エプロンは補助対象となるのか。	原則として対象となりません。
問1－8	既存の販売量と拡大分を合わせた規模の飼料保管庫を整備した場合、補助対象となるのはどの部分か。	補助対象となるのは、拡大分の費用のみです。
問1－9	施設の更新や補改修は補助対象となるのか。	対象となりません。
問1－10	既存施設の増築は対象となるのか。	<p>販売拡大に必要な分の増築については対象となります。</p> <p>なお、既存施設が国の補助事業等により整備されたものである場合は、当該補助事業の要件に従うことが必要です。</p>
問1－11	「整備する施設等は、原則と	中古品等を用いた方が合理的であり、かつ残りの

	して、新品、新築又は新設によるものとし」とあるが、例外として、中古品等での整備も可能な場合か。それはどのような場合か。	耐用年数が5年間以上の場合には、中古品等での整備も可能です。
問1-12	複数年度で整備することは可能か。	本事業では、年度内に整備可能な計画のみを対象としています。

【要件等】

問2-1	流通距離何km以上が対象となるのか。	距離の要件は設けていませんが、自家利用目的での整備は対象となりません。
問2-2	販売する国産飼料の収穫年に制限はあるのか。	国産飼料としての販売拡大に資するものであれば、収穫年に制限はありません。
問2-3	前年度販売実績はどのように確認するのか。	売買伝票、確定申告書等の合理的に販売実績が証明できる資料により確認します。
問2-4	国産飼料の取扱量が粗飼料を主体とする施設では年間15トン以上、濃厚飼料を主体とする施設では5トン以上がある。 (1) 粗飼料を主体とする施設では、乾草、サイレージに関わらず、一律15トン以上あればよいのか。 (2) 粗飼料を主体とする施設では、国産濃厚飼料も含めて、15トン以上あればよいのか。 (3) TMRのような混合飼料の場合は、どのように考えればよいのか。	(1) 粗飼料の種類に関わらず、現物重量の合計で年間15トン以上の取扱いがあれば事業の対象となります。 (2) 粗飼料を主体とする施設であれば、国産粗飼料のみで15トン以上である必要があります。 (3) 主たるものいずれかが要件を満たしている必要があります。
問2-5	飼料の販売先に制限はあるのか。	事業の対象となる販売先は、飼料を利用する畜産農家、畜産農家に飼料を販売する者、飼料利用を目的として飼料の加工を行う者(売買を行う者に限る)等の販売した飼料を畜産利用する又は畜産利用する者に販売する者です。
問2-6	(1) 販売先の畜産農家が	(1) 乳牛、肉用牛、豚、鶏等の家畜を飼養して

	<p>飼養する家畜の種類に制限はあるのか。</p> <p>(2) ヤギ、ヒツジ、ウマ等の家畜を飼養している畜産農家も対象となるのか。</p>	<p>いる畜産農家が対象となります。</p> <p>なお、販売先が家畜の飼養を行っていない飼料販売業者等の場合は、上記家畜用の飼料であることを明示してください。</p> <p>(2) 対象となります。ただし、愛玩動物や競走馬として飼養している場合はこの限りではありません。</p>
--	--	--

#### 【対象飼料】

問3－1	稲WCS、飼料用米、稻わらは対象となるのか。	稲WCS及び稻わらは対象となりますが、飼料用米は対象となりません。
問3－2	イアコーンは対象となるのか。	「子実用とうもろこし」として対象となります。
問3－3	飼料用の麦類は子実のみの販売でも対象となるのか。	子実と茎葉を一体的に利用する麦WCSの場合は対象となりますが、子実のみを販売する場合は対象となりません。
問3－4	飼料用麦わらは対象となるのか。	家畜に給与することを目的に生産される飼料用麦わらについては対象となります。
問3－5	(河川敷等の)野草は対象となるのか。	「家畜に給与することを目的に生産される国産飼料」には該当しないため、対象となりません。

#### 【国産飼料流通拠点施設整備促進の事業実施主体である都道府県協議会(以下「協議会」という。)】

問4－1	協議会とはどのような構成員により構成されるのか。必須の構成員はあるのか。	<p>必須の構成員として、都道府県の区域をその区域とする農業者団体及び都道府県が構成員となることを想定しています。</p> <p>ただし、やむを得ない場合は農業者団体、都道府県及び地方農政局長等の協議により、上記以外の構成員による特認の協議会とすることが可能です。</p>
問4－2	「都道府県域の農業者団体」の農業者団体とは具体的には何を指すのか。	特に特定の団体や団体の範囲等は指定しているものではありません。
問4－3	都道府県域の農業者団体、都道府県以外の構成員はどのような者が想定されるのか。	都道府県の一部を区域とする農業者団体、市町村や試験研究機関等地域の実情に合わせて検討してください。
問4－4	全国団体が構成員となることは可能か。	可能です。
問4－5	1団体のみで協議会となることは可能か。	単一の団体のみではなく、複数の関係者で構成する必要があります。
問4－6	一つの都道府県内に複数の協議会を作ることは可能か。	農業者団体、都道府県及び地方農政局長等の協議により認められれば可能です。

問4－7	都道府県をまたがった協議会を作ることは可能か。	都道府県をまたがって協議会を作ることは可能ですが、その場合は、農業者団体、都道府県及び地方農政局長等の協議による認可が必要です。
問4－8	協議会の事務局には誰がなるのか。	本事業の趣旨に沿って適切に事務を行える者であれば良いため、協議会の構成員間でご検討ください。
問4－9	都道府県が事務局になることは可能か。	可能です。
問4－10	協議会の規約作成・届出は必要か。	協議会は組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理、内部監査の方法等を明確にするために規約等を定める必要があり、当該規約等について、事業実施計画を地方農政局等に提出する際に併せて提出してください。
問4－11	既存の農業再生協議会や耕畜連携協議会を本事業の協議会とすることは可能か。	交付等要綱や実施要領の要件を満たしていれば可能です。
<b>【その他】</b>		
問5－1	要領別紙第6の3における「事業において整備した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断した場合」とは具体的にどのような場合を想定しているか。	施設等の1年間における最大利用率が70%未満の状況が3年間継続している場合等を想定しています。